

## ■第 432 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 5 月 24 日(木) 14:00~15:23

傍聴者: 28 名

### 議事概要:

(1) 米国における BSE の 4 例目の発生について

・厚生労働省から説明

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

1) 添加物

「過酸化水素」

・厚生労働省から説明

\* 現在、過酸化水素については、その分解酵素であるカタラーゼ及び亜硫酸塩の使用により、過酸化水素の添加後、過酸化水素が完全に除去されることが確認されているカズノコに対しての使用が認められています。

2) 農薬 10 品目 ([6]~[10]はポジティブリスト制度関連)

・厚生労働省から説明

[1] テブコナゾール

[2] ピリフルキナゾン

[3] ププロフェジン

[4] フロニカミド

[5] ベンチアバリカルブイソプロピル

[6] アルドリン及びディルドリン

[7] 4-クロルフェノキシ酢酸(4-CPA)

[8] キンクロラック

[9] トリデモルフ

[10] フラムプロップメチル

3) 農薬及び動物用医薬品 4 品目 ([3]及び[4]はポジティブリスト制度関連)

・厚生労働省から説明

[1] イソプロチオラン

[2] ジノテフラン

[3] フェノブカルブ

[4] ペルメトリン

4) 農薬 2 品目 ([1]及び[2]はポジティブリスト制度及び飼料中の残留農薬基準関連)

・農林水産省から説明

[1] フェノブカルブ

[2] ペルメトリン

・2)~4)について、廣瀬委員及び熊谷委員から説明。

・農薬「テブコナゾール」、「フロニカミド」及び「ベンチアバリカルブイソプロピル」の 3 品目と、農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」の 1 品目については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

・その他の農薬 7 品目については、農薬専門調査会において調査審議することとし、農薬及び動物用医薬品「イソプロチオラン」の 1 品目については、まず農薬専門調査会において審議を行うこととし、その審議結果が食品安全委員会に報告される際に、動物用医薬品専門調査会において審議を行うかどうかについて検討することとなった。

・その他の農薬及び動物用医薬品 2 品目については、まず農薬専門調査会で審議を行った後に、動物用医薬品専門調査会で調査審議を行うこととなった。

2) 農薬 10 品目

\* [1] 殺菌剤で、小麦、りんご等に使用します。今回、豆類(種子、ただし、らっかせいを除く)、ばれいしょ、にら、にら(花茎)、いちじくへの適用拡大申請がされています。

\* [2] 殺虫剤で、トマト、りんご、茶等に使用します。

今回、だいこん、はくさい、ブロッコリー、ねぎ、アスパラガス、なす、きゅうり、すいか、メロン、小粒核果類、おうとう、マンゴーへの適用拡大申請がされています。

\* [3]殺虫剤で、稲、かんきつ、茶等に使用します。  
今回、とうがらし類、ネクタリン、うめ、おうとうへの適用拡大申請がされています。

\* [4]殺虫剤で、トマト、いちご等に使用します。  
今回、小麦、だいち、あずきへの適用拡大申請がされています。

\* [5]殺菌剤で、きゅうり、トマト、ぶどう等に使用します。  
今回、らっきょうへの適用拡大申請がされています。

\* [6]殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。  
ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

\* [7]植物成長調整剤で、トマト、メロン等に使用します。  
ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

\* [8]除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。  
ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

\* [9]殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。  
ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

\* [10]除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。  
ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

### 3) 農薬及び動物用医薬品 4 品目

\* [1]殺菌剤で、稲、りんご等に使用します。動物用医薬品としては、牛の肝疾患用剤として用いられます。今回、かんしょ、おうとうへの適用拡大申請がされています。

\* [2]殺虫剤で、稲、きゅうり等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、未成熟とうもろこし、とうがらし(葉)、まくわうり、しょうが、さやいんげん、りんごへの適用拡大申請がされています。

\* [3]殺虫剤で、稲、小麦等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

\* [4]殺虫剤で、トマト、きゅうり、りんご、ぶどう等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。  
ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

### 4) 農薬 2 品目

\* [1]殺虫剤で、稲、小麦等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。飼料中のポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。  
また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

\* [2]殺虫剤で、トマト、きゅうり、りんご、ぶどう等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。  
飼料中のポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。飼料中の残留基準の設定が要請されています。

### (3) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議結果について

【清涼飲料水中の化学物質に関する審議結果の報告と意見・情報の募集】

#### 1) 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素

#### 2) バリウム

#### 3) ニッケル

#### 4) ふっ素

・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた審議結果(案)について、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\* 1) 硝酸性窒素、亜硝酸性窒素は、自然界の窒素循環の一部を担っています。  
これを利用した、例えば、硝酸カルシウムなどの硝酸塩は主に無機肥料に使用され、亜硝酸ナトリウムは食品防腐剤として、特に塩漬け肉において使用されています。

\* 2) バリウム化合物は、有機顔料、製紙、管球・光学ガラス等広く工業用地に利用されています。  
火成岩や堆積岩中に微量元素として存在しています。

\* 3) ステンレス鋼、特殊鋼、メッキ、蓄電池、非鉄合金、触媒等の材料として使用される物質です。  
鉱山排水、工場排水あるいはニッケルメッキ製品からの溶出により水道水に混入することがあります。

\* 4) 水中にフッ素イオンが存在するのは、主に地質や工場排水の混入に起因します。自然界に広く分布するホタル石はフッ化カルシウムが主成分であるため、温泉地帯の地下水、河川水に多く含まれることがあります。

(4) 食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価(ホンジュラス、ノルウェー)」について

- ・事務局から説明。
- ・「ホンジュラス、ノルウェーの 2 カ国から我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

(5) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬

1) 「クロマフェノジド」に係る食品健康影響評価について

・「クロマフェノジドの一日摂取許容量(ADI)を、0.27mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

\* 殺虫剤で、りんご、キャベツ等に使用します。今回、みずいも、やまのいも、パセリ、みつば、せり、ほうれんそう、グアバ、しそへの適用拡大申請がされています。

2) 「スピロメシフェン」に係る食品健康影響評価について

・「スピロメシフェンの ADI を、0.022mg/kg 体重/日と設定する。

」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

\* 殺虫剤(殺ダニ剤)で、トマト、ピーマン等に使用します。

今回、とうがらし類への適用拡大申請及びセロリ、未成熟いんげん等へのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。